

規程等：第1部 第4章

役員・委員倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、埼玉県グラウンド・ゴルフ協会（以下、「本会」という）の役員、評議員、専門委員、事務局員（以下、「役員、委員」という）の倫理に関し、基本となるべき事項を定めることにより本会の目的、事業執行の公正に対する会員の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、もって本会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役員、委員の範囲)

第2条 この規程において「役員、委員」とは、本会規約第6条に定める、会長、副会長、監事、理事長、副理事長、理事、事務局長、専門委員長、ならびに顧問選出規程による顧問、役員及び評議員の選出規程第4条 評議員、及び専門委員会規程 第4条 専門委員、本会規約 第27条に定める事務局員、等の役員、委員をいう。

(役員、委員の基本的責務)

第3条 役員、委員は、本会規約 第4条に定める「目的」を達成するため、本会の関係規程に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役員、委員の遵守的責務)

第4条 役員、委員は、暴力、セクシャル・ハラスメント及び、ドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

- 2 役員、委員は個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 3 役員、委員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
- 4 役員、委員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- 5 役員、委員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(相談・苦情の窓口と対応)

第5条 役員、委員倫理規程に抵触したと思われる事項について、相談、苦情を受け付ける窓口を倫理委員会内（委員長）に設ける。相談、苦情については匿名を認めない。

- 2 相談、苦情の窓口となる選任者については、会長がこれを委嘱する。
- 3 相談、苦情の内容は、緊急な場合を除き文書かメール等で受け付け、記録として保存する。また、保存した記録は、原則、非公開とする。
- 4 受け付けた相談、苦情は、所定の書式で速やかに倫理委員会に提出する。

(倫理委員会の設置)

第6条 この規程の実効性を確保するため、本会に倫理委員会を設置する。

- 2 倫理委員会の組織及び運営に関する事項について、理事会の議決により別

に定める。

(役員、委員がこの規程に違反した場合の対処等)

第7条 役員、委員等に、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は委員長（理事）が直ちに調査を開始し、調査の結果、当該役員、委員にこの規程違反があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、厳正に必要な処置をとるものとする。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年7月17日より一部改定し施行する。

この規程は、令和3年4月18日より一部改定し施行する。

この規程は、令和5年6月12日より一部改定し施行する。

本会ならびに登録団体における倫理に関するガイドライン

I. 人道的行為に起因する事項

1. 身体的及び精神的セクシャル・ハラスメントについて

当協会の役員、委員等、現場指導者及び登録競技者等に対しては、広報、情報、資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会、研修会等においても周知徹底を図っていくこと。

- (1) 安易に性的言動、表現を行うことは厳に慎むこと。
- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシャル・ハラスメントになることを認識すること。
- (4) 性的言動、表現を受けて不快に感じた場合は、無視せずに相手に対して「不快である」旨をはっきりと意思表示をすること。

2. 身体的、精神的、暴力行為について

暴力行為においては、身体的、精神的に関わらずこれらの行為を行ってはならない。

- (1) 身体的攻撃（暴行、傷害）
- (2) 精神的攻撃（脅迫、名誉棄損、暴言）
- (3) 切り離し（隔離、仲間外し、無視）
- (4) 過大要求（強制、妨害）
- (5) 過少要求（低レベル指示、無指示）
- (6) 個の侵害（私的侵入）

II. 不適切な経理処理に起因する事項

1. 経理処理について

当協会及び加盟団体は、公的な組織であることを認識し、協会会計基準に基づき基準（経理処理）を作成し、その基準及び各団体の経理規則に則り正しい経理をするとともに内部牽制組織及び監事ならびに外部監査人による監査体制を確立しておくこと。

- (1) 補助金などの取り扱いについては、補助先、助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守のうえ、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと
- (2) 経理処理については、不法または不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役員・委員に任せきりにしないこと。同時に組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。

2. 不正行為について

次に示すような行為は、厳に禁じるよう罰則も含めて規定化すること。

- (1) 組織内・外の金銭の横領など
- (2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待、供応等の直接または間接的な強要、受領もしくは提供
- (3) 組織内・外における施設、用器具等の購入などに関わる贈収賄行為
- (4) 組織内・外における不適切な指導または監査

III. 各種大会における代表競技選手、役員を選考などに関する事項

当協会及び加盟団体は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては選考基準を明確に定め、選考結果に疑惑を抱かせることのないよう公平かつ、透明性ある選考を行うこと。

また、選考結果に対して質問や抗議などがあつた場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるように明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

以上